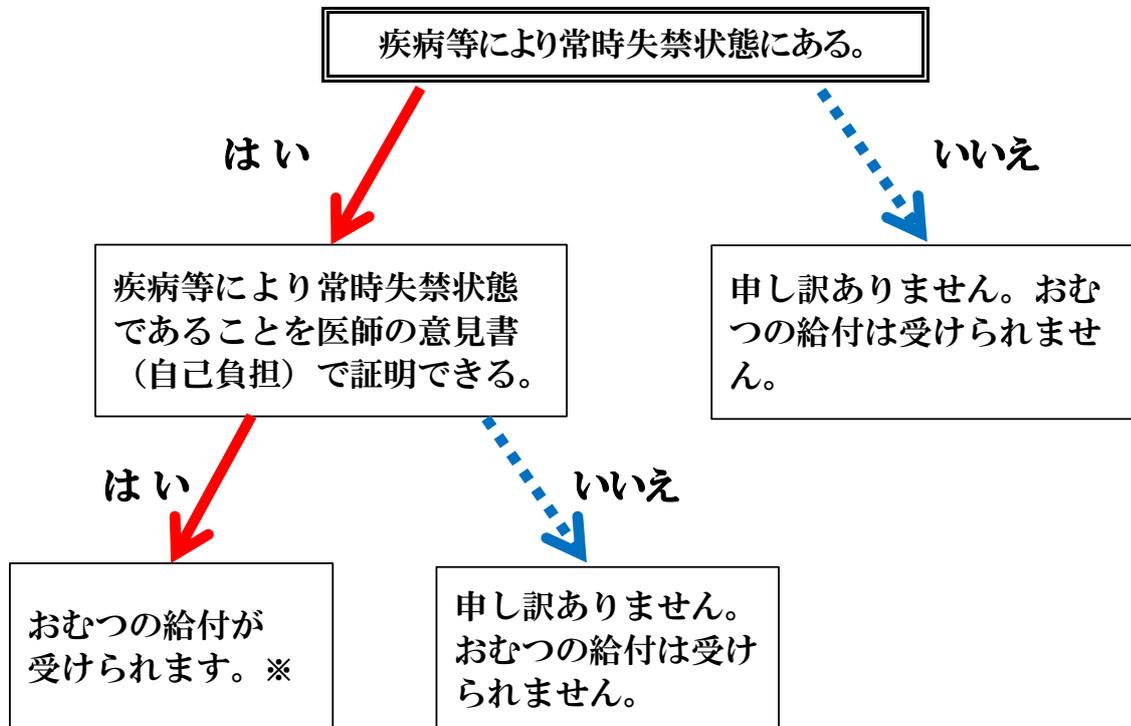


## 要支援1・2、要介護1・2の方の手続きについて

要支援 1・2、要介護 1・2 の方がおむつ給付を受けるためには、  
医師の意見書の提出が必要です。



※意見書の様式は、高齢福祉  
介護課の窓口で配布しています。

### 【医師の意見書について】

医師の意見書の作成につきましては、原則として、介護認定時の主治医意見書を作成した医師に依頼してください。医師の意見書作成にかかる費用につきましては、自己負担になります。なお、医師の意見書は一度ご提出いただければ、介護認定の更新時に介護認定が変更（ただし要支援1以上の認定）となった場合や、中止と再開を繰り返した場合でも、再度ご提出をお願いすることはありません。

### 【お問合せ先】

〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1  
福祉健康部 高齢福祉介護課 高齢福祉係  
電話 042-555-1111（内線175～178）